

福岡局14次防計画取組目標（安全関係）

| 取組項目 | アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|----------------------------------|---|---|
| ◎ 死亡災害・死傷災害 | | <ul style="list-style-type: none"> ・14次防期間中の死亡者総数を、13次防期間の死亡者総数と比較して5%以上減少させ、135人以下とする。 ・死傷災害（コロナ感染症を除く）を2022年と比較して2027年までに減少させる。 |
| ○ 作業行動に起因する労働災害の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取組む事業場の割合を50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。 |
| ○ 高年齢労働者の労働災害防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる高年齢労働者の死傷年千人率（コロナ感染症を除く）を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 |
| ○ 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率（コロナ感染症を除く）を2027年までに労働者全体の全国平均以下とする。 |

福岡局14次防計画取組目標（安全関係）

| 取組項目 | アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|-------------------|---|--|
| ○ 業種別の労働災害防止対策の推進 | | |
| ■ 陸上貨物運送事業 | <ul style="list-style-type: none"> 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 陸上貨物運送事業における死傷者数（コロナ感染症を除く）を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させ、818人以下とする。 陸上貨物運送事業の労働災害発生件数の多い地域を重点地域に指定 |
| ■ 建設業 | <ul style="list-style-type: none"> 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 14次防期間中の建設業における死亡者総数を、13次防期間中の死亡者総数と比較して15%以上減少させ、39人以下とする。 |
| ■ 製造業 | <ul style="list-style-type: none"> 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 食料品製造業及び金属製品製造業においては、リスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させ、205人以下とする。 食料品製造業及び金属製品製造業の死傷者数（コロナ感染症を除く）を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させ、それぞれ297人以下及び153人以下とする。 |
| ■ 林業 | <ul style="list-style-type: none"> 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 14次防期間中の林業における死亡者総数を、13次防期間の死亡者総数と比較して15%以上減少させ、2人以下とする。 |

福岡局14次防計画取組目標（健康関係）

| 取組項目 | アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|-----------------|--|--|
| ○ 労働者の健康確保対策の推進 | | |
| ■ 過重労働対策 | <ul style="list-style-type: none">・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none">・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 |
| ■ メンタルヘルス対策 | <ul style="list-style-type: none">・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none">・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。 |
| ■ 産業保健活動の推進 | <ul style="list-style-type: none">・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none">・（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待 |

福岡局14次防画取組目標（健康関係）

| 取組項目 | アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|--------------------------|---|---|
| ○化学物質等による健康障害防止対策の推進 | | |
| <p>■ 化学物質による健康障害防止対策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。 |
| <p>■ 熱中症による健康障害防止対策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 <p>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</p> |